

(別紙)

七ヶ宿町賑わい拠点施設指定管理者募集要項

1 施設の概要

- (1) 施設の名称 七ヶ宿町賑わい拠点施設（以下「拠点施設」という。）
・多目的交流棟(カフェ・物販コーナー、図書コーナー、キッズルーム含む)
・入浴施設
・バイオマス施設
・便利屋商店
・ミニスーパー
- (2) 施設の所在地 刈田郡七ヶ宿町字諏訪原及び一枚田地内
- (3) 施設の概要 添付資料のとおり

2 申込資格

- (1) 町内に事務所若しくは事業所を有する法人であること。
- (2) 法人又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
- ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 11 項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - ⑤ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第 92 条の 2、第 142 条（同条を準用する場合を含む。）又は第 180 条の 5 第 6 項の規定に抵触することとなる者
 - ⑥ 国税及び地方税を滞納している者

3 申込期間及び受付時間

- (1) 申込期間
令和 4 年 1 月 4 日(火)から令和 4 年 1 月 31 日(月)まで
- (2) 受付時間
土日祝日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

4 申込書類

- (1) 申込書（様式第 1 号）
- (2) 申込資格を有していることを証する書類

申込資格		書類の内容
2(1)	法人	・法人登記簿の謄本 ・団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
2(2)①及び②	法人	・不要
2(2)③及び④		・該当しない旨の申立書（様式第 2 号）
2(2)⑥	国税及び 地方税	納税義務がある場合 ・納税証明書 （この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合 ・その旨を記載した申立書（様式第 2 号）

- (3) 管理業務の計画書（任意様式）
- (4) 管理に係る収支計画書（任意様式）
- (5) 法人の経営状況を説明する書類
 - ① 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法人のみ）
 - ② 前事業年度の貸借対照表及び財産目的又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
 - ③ 現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている法人）
- (6) 法人の活動内容等を記載した書類
 - ① 事業報告書（作成している場合のみ）
 - ② 役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

5 選定基準

- (1) 条例の設置目的を尊重し、利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- (2) 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- (3) 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の節減が図られるものであること。
- (4) 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

6 管理の基準

拠点施設を利用する者（以下「利用者」という。）の利便及び交流に供するため、次の管理基準を定める。

- (1) 業務について
 - ① 拠点施設の管理運營業務
 - ② 施設等の貸付及び借受人との調整業務
 - ③ 交流推進及び情報提供業務
 - ④ その他町長が利用者の利便に供するため必要と認めた業務
- (2) 営業期間及び営業時間について

原則として通年営業とし、24時間営業を可とする。詳細については、指定管理者と町長が協議して定めるものとする。
- (3) 利用料金について
 - ① 利用料金制度の採用

拠点施設においては、地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用する。
 - ② 利用料金の額

利用料金の額は、指定管理者が定めて町長の承諾を得て決定する。
- (4) 管理運営に伴う人員の確保及び資格について
 - ① 拠点施設全般を管理する管理責任者を定めること。
 - ② 施設の管理に必要となる防火管理者等の有資格者を配置すること。
 - ③ 施設運営に必要となる食品衛生管理者等の有資格者を配置すること。
 - ④ 営業に必要となる食品営業許可及び各種販売許可等を取得し施設運営を行うこ

と。

- ⑤ 施設駐車場の除雪を行う際には、原則として大型特殊免許・車両系建設機械の資格者を配置すること。
 - ⑥ 申込時点で前記②から⑤までに掲げる資格保有者がいない場合は、資格を取得すること。
 - ⑦ 従業員配置にあたっては、できる限り町内採用と町内定住に配慮すること。
- (5) 前記(4)に掲げる事項については、指定管理者が施設等を貸付する場合の借受人にも適用するものとする。
 - (6) 年度終了後に事業報告書を提出すること。
 - (7) (1)から(6)以外については、町長と指定管理者が協議して決定する。

7 管理業務

- (1) 拠点施設を利用する者が安全に利用できるようにするための施設の修繕、設備の点検、清掃、案内、秩序維持管理、入場の制限等、衛生的環境の確保、火災・盗難などの事故、事件の予防等が図られるよう施設の維持及び管理並びに附随する業務を行うこと。
- (2) 施設等を貸し付ける場合は、借受人との維持管理区分を明確にして、指定管理者の責任のもと適切な管理を行うこと。
- (3) 施設の使用、管理上の瑕疵によって生じた損害については、指定管理者の責任で賠償義務がある。

8 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、町長は取消し又は停止を命ずることができ、その場合に指定管理者に損害が生じても賠償はしない。

9 添付資料

- (1) セブテ宿町賑わい拠点施設の概要（別紙1）
- (2) セブテ宿町賑わい拠点施設の配置図（別紙2）

10 その他

- (1) 申込の撤回、申込書類の修正（軽微な修正を除く。）はできない。ただし、本町より書類の追加提出を求める場合がある。
- (2) 提出書類の内容について聴き取り調査を行う場合がある。その際には別途連絡する。
- (3) 申込に必要な費用は申込者の負担とする。
- (4) 提出された書類等については返却しない。
- (5) 申込書類及び選定結果については、公表する場合がある。

11 申込書類の提出先

セブテ宿町役場 ふるさと振興課 商工観光係

〒989-0592 セブテ宿町字関 126 番地 電話 0224-37-2177

(別紙1)

七ヶ宿町賑わい拠点施設の概要

【北エリア】敷地面積 7,719 m²

名称	所在地	面積	内訳
多目的交流棟	字諏訪原 11 番地 15	495.2 m ²	カフェ、図書スペース、キッズルーム、事務室
入浴施設		401.3 m ²	男女浴室、男女サウナ室、男女更衣室、ウッドボールプール
バイオマス施設		105.2 m ²	ボイラー室、サイロ室 (2室)
便利屋商店	字一枚田 22 番地 3	226.5 m ²	日用品販売店舗、ガソリンスタンド

【南エリア】敷地面積 3,882 m²

名称	所在地	面積	内訳
ミニスーパー	字一枚田 20 番地 1	415.4 m ²	イートイン、トイレ、事務室、コインランドリー、機械室、倉庫等含む

(別紙2)

七ヶ宿町賑わい拠点施設の配置図

- 1 賑わい拠点施設配置図
- 2 多目的交流棟平面図
- 3 同 立面図
- 4 入浴施設平面図
- 5 同 立面図
- 6 バイオマス施設平面図
- 7 同 立面図
- 8 便利屋商店平面図
- 9 同 立面図
- 10 ミニスーパー平面図
- 11 同 立面図